定款変更につき通知公告

当社は、平成二十一年十二月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年十一月二十六日

東京都文京区大塚三丁目四番七号

株式会社図書館流通センター

代表取締役　谷一　文子

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十一年十二月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年十一月二十六日

福岡市中央区天神五丁目一〇番一一号

株式会社ジパング

代表取締役　松藤　民輔

株主名簿管理人事務取扱場所

東京都千代田区茅場町一丁目二番四号

日本証券代行株式会社　本店

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十一年十二月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年十一月二十六日

長崎市京泊三丁目三番一号

長崎魚市場精算株式会社

代表取締役　岡村　一弘

株式移転につき通知公告

当社は、ＣＨＩグループ株式会社（住所東京都新宿区市谷左内町三一番地二）を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので公告します。

なお、丸善株式会社（住所東京都中央区日本橋三丁目九番二号）と共同して行います。

平成二十一年十一月二十六日

東京都文京区大塚三丁目四番七号

株式会社図書館流通センター

代表取締役　谷一　文子

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の日本における営業所を平成二十一年十二月二十八日閉鎖し、当社の全ての日本における代表者である宮田和明が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年十一月二十六日

福岡県久留米市藤山町一八七三―六

Ｔｏｐ　Ａｇｅｎｔ　Ｃｏ．，ＬＴＤ．

日本における代表者　宮田　和明

限定承認公告

本籍宮城県白石市福岡長袋字箱堰七番地一、最後の住所宮城県白石市福岡長袋字沖一九番地一　被相続人　亡　小野　正

右被相続人は平成二十一年三月十五日死亡し、その相続人は平成二十一年十一月十七日仙台家庭裁判所大河原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月二十六日

仙台市青葉区貝ヶ森六丁目二一番五号

相続財産管理人　及川　由佳

限定承認公告

本籍埼玉県さいたま市浦和区岸町二丁目十八番、最後の住所東京都文京区本駒込四丁目二三番六号オトメ荘　被相続人　亡　大熊　利明

右被相続人は平成二十一年八月十七日死亡し、その相続人は平成二十一年十月十三日東京家庭裁判所家事第三部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月二十六日

埼玉県さいたま市浦和区岸町二丁目十八番地九　相続財産管理人　大熊　孝治

限定承認公告

本籍栃木県鹿沼市麻苧町一五五九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大谷　文子

右被相続人は平成二十年十月頃死亡し、その相続人は平成二十一年十一月十七日宇都宮家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月二十六日

埼玉県蓮田市大字黒浜一〇六六番地四三

相続財産管理人　大谷　明

限定承認公告

本籍大阪府岸和田市小松里町一二三三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　辻本　義雄

右被相続人は平成二十一年八月一日死亡し、その相続人は平成二十一年十一月十六日大阪家庭裁判所岸和田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月二十六日

大阪府岸和田市小松里町一二三二番地

限定承認者　辻本百合代

任意清算公告

当社は、平成二十一年十月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年十一月二十六日

長崎県雲仙市国見町多比良乙四一四番地

合資会社中央薬品

代表社員　織田　友博

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十一年十二月二十八日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十一年十一月二十六日

東京都杉並区上井草四丁目三番六号

東武緑地株式会社

代表取締役　平野　通郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千万円減少し五億七千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十一年十二月二十七日であり、社員総会の決議は、平成二十一年十一月二十七日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年四月二十一日

掲載頁　八十三頁（号外第八十五号）

平成二十一年十一月二十六日

東京都港区六本木一丁目六番一号

ガーネット・ピー・イー特定目的会社

取締役　栗原　義英

訂正公告

平成二十一年十月二十八日掲載の優先資本金の額の減少公告中、優先資本金の額「三千百万円減少し」とあるは「三千万円減少し」、効力発生日「平成二十年十一月三十日」とあるは「平成二十一年十二月二十七日」の誤りにつき訂正します。

この優先資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年十一月二十六日

大阪市北区中之島二丁目三番三三号

サンミネルバ特定目的会社

取締役　古川　康正

正誤

ページ	段	行	誤	正
二二四	二	法弟	法第	

平成二十年十月三十一日（号外第二百三十八号）公布国土交通省令第八十九号（建築士法施行規則及び建築基準法施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

三五ページ下段終りから一六行目から一五行目の「、同項に次の一号を加え」は削除する。

同ページ同段終りから一四行目から一二行目は削除する。

平成二十一年十月二十八日（号外第二百二十九号）公正取引委員会告示第十八号（不公正な取引方法の一部を改正した件）

（印刷誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月二十六日付第二四九
●十月三十日付参会第三号

号九六ページ●同日付政府調達第二一七号二四ページ
四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）